

令和8年度高知県農業振興施策に関する要請に対する回答書

<要請項目>

I. 園芸農業対策

- 1. 園芸用ハウス整備事業の予算枠および流動化区分の限度額の拡充について-----1
- 2. 産地パワーアップ事業の次世代加算の拡充について-----4

II. 所得確保対策

- 1. 農畜産物の適正な価格形成に向けた国民理解醸成について-----7
- 2. 野菜価格安定制度の継続について-----11

III. 資材価格高騰対策

- 1. 燃油価格・電気料金高騰対策について-----13

I. 園芸農業対策

1. 園芸用ハウス整備事業の予算枠および流動化区分の限度額の拡充について

施設園芸が盛んな本県においては、園芸用ハウス整備事業は重宝されていますが、園芸用ハウスの建設におけるコストは資材や人件費の上昇により近年圧迫されています。

直近の園芸用ハウス整備事業の予算執行状況は予算枠を超えており、生産者にとっては十分な予算措置になっていない現状にあります。

また、直近では園芸用ハウス整備事業における各種区分における新規就農者区分・高度化区分は限度額の拡充を措置していただきましたが、近年活用が増加している空きハウスの修繕等に利用できる流動化区分については、限度額が 550 万円/10a に設定されており、他区分と比較しても十分でない現状にあります。

そのため、園芸用ハウス整備事業の予算枠の拡充および近年のコスト増加に見合った流動化区分の限度額拡充を要請します。

(回答)

施設園芸は本県農業の重要な基盤であり、これまでも園芸用ハウス整備事業や国の事業を活用して、ハウス整備に取り組んでいます。

事業予算については、毎年9月にとりまとめる市町村からの需要調査額を参考に、国への予算要望や県事業の予算を計上しています。

厳しい財政状況の中、今後も生産の基盤である園芸用ハウスの整備を進めていくためには、本事業と国事業をしっかりと活用して、計画的に取り組む必要があると考えております。

流動化区分については、R6年度に実施した27件のうち、移設を伴わない流動化は17件で、概ね（うち15件）補助限度額550万円/10aに収まっています。

一方で、移設を伴う流動化は10件あり、そのうち8件で補助限度額を大きく超えており、課題となるのは中古ハウスを移設して利用する場合であると考えています。

中古ハウスの利用では、耐用年数が新設の半分(7年)となるため、移設を伴う中古ハウスの減価償却費が新築ハウスの減価償却費を上回る事例があり、中古ハウスの利用は進めていますが、移設を伴う中古ハウス活用のあり方については、今後、関係機関と連携し検討していく必要があると考えています。

1. 産地パワーアップ事業の次世代加算の拡充について

国費事業として、産地パワーアップ事業は収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援しており、本県では「若者への次世代型ハウスを整備する際の負担軽減により、次世代型ハウスの推進と若者の参入支援」を目的に 10 分の 1 以内を加算する「次世代加算」を独自に設定しています。

一方で、次世代加算の加算要件としては、軒高 2.5m 以上・耐風速 35m/s 以上の耐候性・環境制御装置を標準装備した次世代型ハウスであること、また、①認定農業者（認定新規就農者含む）又は青年農業士、②交付申請する年度の 4 月 1 日時点において 45 歳未満の者となっていますが、近年の園芸用ハウス価格の高騰や、規模拡大を計画している生産者の年齢も高齢化によって要件以上の年齢の方が多く、次世代ハウスによる規模拡大の計画を断念する生産者も出ている状況です。

高知県独自の取り組みとして、有益である次世代加算ですが、より活用の幅を広げるためにも、補助率の引き上げおよび対象年齢を 55 歳未満まで引き上げることを要請します。

(回答)

次世代加算は、地域の将来を担う若者への支援策として、青年農業士の認定要件である45歳未満を「若者」と定義し、若者は意欲はあるても資金力が弱いといった課題に対応するために令和元年に創設しました。

近年の資材高騰に対しては、補助率の引き上げではなく、事業費上限の引き上げにより対応しているところです。

次世代加算は、国事業に県が加算するものですが、国は令和4年から資材高騰への対応として、事業費の上限を4,000万円/10aから5,100万円/10aへと段階的に引き上げており、これに伴い、県が加算する補助金額も増額しているところです。

対象年齢については、当初の事業目的に沿い、これまでどおり45歳未満の資金力が弱い世代に対して支援していきたいと考えております。

なお、県では、雇用就農の受け皿の確保に向けて就労環境の整う法人化への誘導を図りたいと考えており、法人化し正規雇用を増や

した場合に国の事業へ 10% 加算する事業を本年から創設しております。規模拡大を計画している 45 歳以上の生産者におかれましては、ぜひ法人化と併せてこちらの事業の活用も検討いただきますようお願いします。

II. 所得確保対策

1. 農畜産物の適正な価格形成に向けた国民理解醸成について

令和6年度に食料・農業・農村基本法が改正され、令和7年6月11日には「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」が成立し、同月18日に公布されました。

同法では、合理的な費用を考慮した価格形成を第1の柱に令和8年4月以降に持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止することで合理的な価格形成を実現しようとしています。

その実現に向けては、食料事業者の努力義務や指定品目のコスト指標作成・活用が掲げられています。

一方で、制度上の仕組みはできるものの、適正な価格形成の実現に向けては国民（県民）理解の醸成が不可欠であり、また、コスト指標の全体像も不明瞭な部分が多い状況です。

そのため、適正な価格形成の実現に向けて、国民（県民）理解の醸成が早期に進むよう予算面の支援を含めた本県JAグループとの連携や更なる働きかけを要請するとともに、作成されるコスト指標が産地によって不利益となることがない制度設計がされるよう国に対して引き続き働きかけることを要請します。

(回答)

国内で食料を安定的に確保していくためには、再生産可能な価格を維持していくことが不可欠で、そのためにも消費者である国民の理解は大変重要です。国民の理解醸成においては、基本的には国における全国的な取り組みを進めていただくことが重要だと考えます。

あわせて、県としても、本県の農畜産物に対する県民の理解醸成に取り組んでいくことは必要と考えております。

県内のJAグループでは「おいしい選択をしよう。」をコピーとする広報や農業体験イベントなどの食農教育活動など、国消国産・地産地消の県民理解醸成に向けた広報活動等に取り組まれています。

また、県では、農業に関する体験や出前授業などを実施しています。今後、JAと県の取り組みを連携事業として広く展開させていただき、県民への発信を強化していきたいと考えています。

こうした取り組みにより、高知県の農業を身近に感じていただき、「食べるなら地元の農畜産物」と言っていただけるよう、機運

の醸成を図っていきたいと考えています。

コスト指標については、本年6月に「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」(食料システム法)が成立しました。

この中で、コスト指標の作成を含む食品等の取引の適正化については、令和8年4月1日施行を目指して、国において指標を作成する品目を省令で指定し、指標を作成する団体を認定することとなっています。

国では、現在、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を指標を作成する品目の候補として検討しています。まずは一般的な栽培方法を対象に典型例を作成し、産地の実情に合わせて細分化していく方向で検討が進められています。

県では、コスト指標が作成される際には、ハウス関係資材、燃料等のコストや、大消費地である東京等から遠いことにより輸送費などがかかることなどの本県の実情が反映されたものとなる必要があると考えます。

こうした考えのもと、県では、農畜産物の合理的な価格形成に向けて、国民の理解醸成への国の取り組みや地域の実情が反映さ

れたコスト指標の作成について、令和5年度から今年度まで毎年、国に対して提言してまいりました。

今後も、国の動きについて情報収集を行い、必要な提言を行ってまいります。

2. 野菜価格安定制度の継続について

野菜価格安定制度は園芸産地である本県にとって、生産者の所得を安定させるためのセーフティーネットとして重要な制度です。

一方で政府の行政改革推進会議は令和6年4月にデジタル財政改革会議における総理発言を受け、農水省所管56基金事業を含む基金事業全体の点検見直しを実施し、結果を公表しました。その結果、①すべての事業について定量的な成果目標を設定すること②原則として具体的な終了予定時期を設定し、すべての事業について成果を検証すること（終了予定時期到来後の対応については、成果の検証をふまえ検討）などが示され、野菜価格安定対策事業の野菜生産出荷安定資金においても一旦の終了時期を令和9年3月と示されています。

成果検証によって継続の可能性は高いものの、本県農業にとって、重要視される制度のため、確実に継続されることが必要です。

そのため、野菜価格安定制度が成果検証後に確実に継続されるよう注視し、国に対して働きかけるよう要請します。

(回答)

国は、令和6年4月に基金事業の見直しを公表し、農林水産省所管では野菜価格安定対策事業などの財源となる基金で新たに終了時期が設けられました。終了時期に達した後は一律に廃止とはせず、事業ごとに成果を踏まえ、延長を検討するとお聞きしております。

野菜価格安定対策事業の終了時期は、令和8年度末となっておりますが、生産者にとっては大変重要なセーフティーネットですので、国の動向を把握しながら適宜、国に提言してまいります。

III. 資材価格高騰対策

1. 燃油価格・電気料金高騰対策について

施設園芸が盛んな本県においては、燃油価格の高騰やヒートポンプを活用するにあたっての電気料金の高騰が営農に大きな影響を及ぼします。

行政機関においてはこれまでも、燃油価格高騰対策セーフティネット構築事業をはじめ、燃料油価格激変緩和事業や電気・ガス激変緩和対策事業を措置、本県においては高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金等によって対策を講じていただいたところではありますが、依然として燃油・電気価格は高止まりしている状況にあります。

また、不安定な世界情勢のなか、セーフティネット事業も年々発動基準価格の上昇も想定され、さらなる所得減少や、今後の新規就農者・後継者希望者の減少が懸念されています。

セーフティネットの制度設計も見直しが必要とされている一方で、直近の加温時期も含め安心して営農継続できるよう、①燃料油価格激変緩和対策事業の継続、②9月以降の電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続の2点を国に対して働きかけるとともに、加温時期における高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金が継続することを要請します。

(回答)

燃油・電気・ガス料金の高騰は、農業に限らず社会経済活動あるいは国民生活全般に非常に大きな影響があることから、国における全国一律の負担軽減策が講じられているところでございます。

「燃料油価格激変緩和対策事業」及び「電気・ガス価格激変緩和対策事業」については、期限付きで実施されていることから、本年6月の四国知事会を通じて、支援策の継続を国に対して提言いたしました。

さらに、農業分野では、燃油高騰の影響が特に大きいことから、国では「施設園芸セーフティネット構築事業」を実施しています。しかしながら、燃油価格の高止まりが長期化し、セーフティネットや急騰特例の発動基準価格が上昇しており、セーフティーネットが発動されない又は発動したとしても補填金額が少ないなど農家負担が増大している状況です。このため、国に対して制度の継続と見直しについて、本年7月の全国知事会や四国知事会を通じて提言を行うとともに、本県独自でも政策提言を実施したところでございます。

加えて、施設園芸の盛んな本県の状況を踏まえ、急激な価格高騰への緊急的な措置として、県単独の「高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金」（期間：令和4年11月～令和5年4月、令和5年11月～令和6年4月、令和6年12～令和7年2月）を実施してきたところです。こうした直接的な支援は、県単独で継続的に実施することは難しいため、必要な財源の確保に向けて、機会を捉えて国へ働きかけて参ります。

また、こうした外的要因に負けない足腰の強い農業への構造転換を早期に図ることが重要であり、県としましても、燃油の削減に繋がる新技術や新品種の実証や開発を進めてまいります。